



## 『中華人民共和国特許法改正案(意見募集稿)』についての意見を 募集する通知

翻訳 林達劉グループ

北京林達劉知識産権代理事務所

国務院 2012 年の立法計画に基づき、国家知識産権局では検討と研究を重ね、『中華人民共和国特許法改正案(意見募集稿)』を起草しました。各方面の意見を広く募集するために、この改正案及び改正に関する説明を公表します。2012 年 9 月 10 日までに、下記のルートによってご意見及びご提案を、当局までお送りください。

1. 電子メール:tiaofasi@sipo.gov.cn
2. ファックス:010-62086550
3. 郵便:北京市海淀区西土城路 6 号国家知識産権局条法司条法三処 丁 100088

### 添付資料

1. 特許法改正案(意見募集稿)条文対照表
2. 中華人民共和国特許法改正案(意見募集稿)に関する説明

国家知識産権局

2012 年 8 月 9 日

特許法改正案(意見募集稿)条文対照表

現行特許法	特許法改正案(意見募集稿)
<p><b>第46条</b></p> <p>特許審判委員会は、特許権の無効審判請求に対して迅速に審査及び審決を行い、かつ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権を無効とする審決は、国務院特許行政部門により登記公告される。</p> <p>特許審判委員会による特許権を無効とする審決又は特許権を維持する審決に不服があるときは、通知を受領した日から3ヶ月以内に、裁判所に提訴することができる。裁判所は無効審判請求の相手方当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</p>	<p><b>第46条</b></p> <p>特許審判委員会は、特許権の無効審判請求に対して迅速に審査及び審決を行い、かつ請求人及び特許権者に通知しなければならない。</p> <p><b>特許権を無効とする審決又は特許権を維持する審決を下した後、国務院特許行政部門は適時に登記公告しなければならない。当該審決は公告日から確定する。</b></p> <p>特許審判委員会による特許権を無効とする審決又は特許権を維持する審決に不服があるときは、通知を受領した日から3ヶ月以内に、裁判所に提訴することができる。裁判所は無効審判請求の相手方当事者に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</p>
<p><b>第47条</b></p> <p>無効とされた特許権は、最初から存在しなかったものとみなされる。</p> <p>特許権を無効とする審決は、特許権が無効とされる前に裁判所が言い渡しかつすでに執行した特許権侵害の判決、調停書、すでに履行又は強制執行された特許権侵害紛争の処理決定、すでに履行された特許実施許諾契約及び特許権譲渡契約に対しては、遡及効を有しな</p>	<p><b>第47条</b></p> <p>無効とされた特許権は、最初から存在しなかったものとみなされる。</p> <p>特許権を無効とする審決は、特許権が無効とされる前に裁判所が言い渡しかつすでに執行した特許権侵害の判決、調停書、すでに履行又は強制執行された特許権侵害紛争の処理・<b>処罰</b>決定、すでに履行された特許実施許諾契約及び特許権譲渡契約に対しては、遡及効を有し</p>

<p>い。ただし、特許権者の悪意により他人にもたらした損害は、賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定に基づいて特許権侵害の賠償金、特許実施料、特許権譲渡の対価を返還しないことが、明らかに公平の原則に違反するときは、全部又は一部を返還しなければならない。</p>	<p>ない。ただし、特許権者の悪意により他人にもたらした損害は、賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定に基づいて特許権侵害の賠償金、特許実施料、特許権譲渡の対価を返還しないことが、明らかに公平の原則に違反するときは、全部又は一部を返還しなければならない。</p>
<p><b>第60条</b></p> <p>特許権者の許諾を得ずにその特許を実施し、すなわちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合は、当事者が協議により解決する。協議を望まず又は協議が成立しない場合には、特許権者又は利害関係者は裁判所に提訴することができ、また特許事務管理部門に処理を申請することもできる。特許事務管理部門が処理して侵害行為が成立すると認定したときは、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命じることができる。当事者は、不服があるときは、処理通知を受領した日から 15 日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて裁判所に提訴することができる。侵害者が期間を経過しても提訴せず、かつ侵害行為を停止しない場合には、特許事務管理部門は裁判所に強制執行を申請することができる。処理を行う特許事務管理部門は当事者の申請に基づき、特許権侵害の賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」に基づいて裁判所に提訴することができる。</p>	<p><b>第60条</b></p> <p>特許権者の許諾を得ずにその特許を実施し、すなわちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合は、当事者が協議により解決する。協議を望まず又は協議が成立しない場合には、特許権者又は利害関係者は裁判所に提訴することができ、また特許事務管理部門に処理を申請することもできる。</p> <p>特許事務管理部門が処理して侵害行為が成立すると認定したときは、侵害者に直ちに侵害行為を停止し、<b>損害を賠償する</b>よう命じることができる。当事者は、不服があるときは、処理通知を受領した日から 15 日以内に、「中華人民共和国行政訴訟法」に基づいて裁判所に提訴することができる。侵害者が期間を経過しても提訴せず、かつ侵害行為を停止しない場合には、特許事務管理部門は裁判所に強制執行を申請することができる。</p> <p><b>市場秩序を乱す嫌疑がかかる特許侵害行為</b>に対し、特許事務管理部門は法律に基づいて摘発する権利を有する。全国にわたって重大な影響がある場合、<b>国務院特許行政部門</b>が手配して摘発する。侵害行為が成立し、かつ市場秩序を乱したと認定した場合、特許事務管理部門は侵害行為の停止を命じて<b>不法所得を没収す</b></p>

	<p>るとともに、侵害製品、または侵害行為を実施するための専用設備を没収、廃棄することができ、かつ、不法所得 4 倍以下の罰金を科すが、不法所得がないかまたは不法所得が算定できない場合は、20 万元以下の罰金を科すことができる。</p> <p>特許権を無効とする審決又は特許権を維持する審決が確定した後、特許事務管理部門及び裁判所は当該審決に基づいて、特許権侵害紛争を適時に審理、処理しなければならない。</p>
<p><b>第61条</b></p> <p>特許権侵害の紛争が新製品の製造方法に関する発明特許に関わる場合、同一の製品を製造する機関又は組織又は個人は、その製品の製造方法が当該特許方法と異なることを証明しなければならない。</p> <p>特許権侵害の紛争が実用新案特許又は意匠特許に関わる場合、裁判所又は特許事務管理部門は、特許権者又は利害関係者に、国务院特許行政部門により係争実用新案又は意匠に対する調査、分析及び評価の上で作成された特許権評価報告を提出するよう要求し、それを特許権侵害の紛争を審理、処理するための証拠として用いることができる。</p>	<p><b>第61条</b></p> <p>特許権侵害の紛争が新製品の製造方法に関する発明特許に関わる場合、同一の製品を製造する機関又は組織又は個人は、その製品の製造方法が当該特許方法と異なることを証明しなければならない。</p> <p>特許権侵害の紛争が実用新案特許又は意匠特許に関わる場合、裁判所又は特許事務管理部門は、特許権者又は利害関係者に、国务院特許行政部門により係争実用新案又は意匠に対する調査、分析及び評価の上で作成された特許権評価報告を提出するよう要求し、それを特許権侵害の紛争を審理、処理するための証拠として用いることができる。</p> <p>特許権侵害訴訟において、被疑侵害者が把握している侵害被疑物件及び帳簿、資料などの証拠に対し、裁判所は原告又はその訴訟代理人の申請に基づいて法律により調査収集しなければならない。侵害被疑者が証拠を提供しないか、または証拠を隠匿、偽造、湮滅する場合、裁判所は法律に基づいて、民事訴訟妨害</p>

	<p>に係る強制措置を講じる。犯罪となる場合、法律に基づいて刑事責任を追及する。</p>
<p><b>第63条</b></p> <p>特許を詐称した者に対しては、法律に基づいて民事責任を負わせるほか、特許事務管理部門は、その是正を命じて公告し、不法所得を没収するとともに、不法所得 4 倍以下の罰金を科すことができる。不法所得がないときは、20 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪となる場合は、法律に基づいて刑事責任を追及する。</p>	<p><b>第63条</b></p> <p>特許を詐称した者に対しては、法律に基づいて民事責任を負わせるほか、特許事務管理部門は、その是正を命じて公告し、不法所得を没収するとともに、不法所得 4 倍以下の罰金を科すことができる。<b>不法所得がないかまたは不法所得が算定できない場合は</b>、20 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪となる場合は、法律に基づいて刑事責任を追及する。</p>
<p><b>第64条</b></p> <p>特許事務管理部門は、既に取得した証拠に基づいて、特許詐称の嫌疑がかかる行為を調査するとき、関係当事者に尋ね、法違反被疑行為に関する状況を調査することができる。当事者の法違反被疑行為の場所に対し、現場調査を行うことができる。法違反被疑行為に係る契約、領収書、帳簿及び他の関連資料を調べ、複製することができる。法違反被疑行為に係る製品を検査し、特許詐称をしたことが証拠により証明された製品を差し押さえるか又は留置することができる。</p> <p>特許事務管理部門が法律に基づき前項に規定された職権を行使するとき、当事者は協力しなければならない、拒否、妨害をしてはならない。</p>	<p><b>第64条</b></p> <p>特許事務管理部門は、既に取得した証拠に基づいて、<b>特許権侵害行為及び特許詐称の嫌疑</b>がかかる行為を調査するとき、関係当事者に尋ね、法違反被疑行為に関する状況を調査することができる。当事者の法違反被疑行為の場所に対し、現場調査を行うことができる。法違反被疑行為に係る契約、領収書、帳簿及び他の関連資料を調べ、複製することができる。法違反被疑行為に係る製品を検査し、<b>侵害製品であることまたは特許詐称をしたことが証拠により証明された製品を</b>差し押さえるか又は留置することができる。</p> <p>特許事務管理部門が法律に基づき前項に規定された職権を行使するとき、当事者は協力しなければならない、拒否、妨害をしてはならない。<b>調査される当事者が、特許事務管理部門の職権行使を拒否、妨害する場合、特許事務管理部門は警告を与える。情状が重大である場合</b></p>

	<p>は、法律に基づいて治安管理处罰を科す。</p>
<p><b>第65条</b></p> <p>特許権侵害の賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失に基づいて算定する。実際の損失の算定が困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益に基づいて算定することができる。特許権者の損失又は侵害者の得た利益の算定が困難な場合には、当該特許の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。特許権侵害の賠償額は、特許権者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含むべきである。</p> <p>特許権者の損失、侵害者の得た利益及び特許の実施許諾料がいずれも算定できない場合には、裁判所は特許権の種類、侵害行為の性質や情状などの要素に基づいて、1 万元以上100万元以下の賠償額を決定することができる。</p>	<p><b>第65条</b></p> <p>特許権侵害の賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失に基づいて算定する。実際の損失の算定が困難な場合には、侵害者が侵害により得た利益に基づいて算定することができる。特許権者の損失又は侵害者の得た利益の算定が困難な場合には、当該特許の実施許諾料の倍数を参酌して合理的に算定する。特許権侵害の賠償額は、特許権者が侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含むべきである。</p> <p>特許権者の損失、侵害者の得た利益及び特許の実施許諾料がいずれも算定できない場合には、<b>特許事務管理部門又は裁判所</b>は特許権の種類、侵害行為の性質や情状などの要素に基づいて、1 万元以上100万元以下の賠償額を決定することができる。</p> <p>特許権を故意に侵害する行為に対しては、<b>特許事務管理部門又は裁判所</b>は、侵害行為の情状、規模、損害結果などの要素に応じて、<b>前2 項に基づいて算定した賠償額を最高3 倍まで増額</b>することができる。</p>

## 中華人民共和国特許法改正案(意見募集稿)に関する説明

### 一. 改正の背景及び主な経緯

21世紀に入って以来、中国経済・社会の迅速な発展に伴い、知的財産権は、我が国の独自革新能力を向上し、革新型国家を構築するための重要な柱となり、知的財産権保護の強化、独自革新能力の向上は、科学的発展観を徹底的に実行し、経済発展形態の変換を加速するための内在的な要素となっている。党中央及び国務院は知的財産権の保護活動をかなり重視し、関心を持っている。党及び国家指導層は、知的財産権保護を強化し、知的財産権に係る摘発を厳しくすると幾度も指摘した。

2011年11月13日に、国務院は、『知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売をさらに取り締まることに関する意見』を公布し、「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発は、長期的で複雑かつ困難な任務であるので、知的財産権侵害行為及び模倣品・粗悪品の製造・販売行為を法に基づいて効果的に取り締まるのに強い法的保証を提供するために、長期効果を有する仕組みを確実に構築し、関連法律法規及び規程の改正を検討し、取締り及び懲罰を強化しなければならない」と指摘した。

上述の要望に応えるため、国家知識産権局は2011年11月から、『中華人民共和国特許法』(以下「特許法」という)の改正の準備作業を始めた。各方面の努力を積み重ねた結果、特許法改正は、国務院2012年の立法活動計画に取り入れた。

2012年2月に国家知識産権局は局長会議を開催し、特許法の改正作業を検討し、改正作業計画を討議して採択した上、改正の指導思想及び保護強化のための主な改正内容を決定した。その後、国家知識産権局の関係部門は、仕事分けによって現地調査研究、検討など一連の作業を行ってきた。2月下旬に、国家知識産権局の賀化副局長は、条法司、特許管理司などの部門の責

任者を連れて杭州及び温州で特許法改正調査研究会を開催した。浙江省の各産業分野の数十社の会社代表、浙江省知識産権局、杭州、温州、嘉兴及び義烏などの市の法執行者、業界協会、代理機構責任者及び学校専門家が調査研究会に参加した。参加者は、特許権行使時の証拠収集が困難であり、周期が長く、コストが高く、賠償が少ないなど顕著な問題を指摘した。また、国家知識産権局管理司などの関係部門は、深セン、鎮江などの地方へ行って現地調査研究を行った。他の省(区、市)の知識産権局も要望に従って現地調査研究を行った。調査研究の終了後、30省の調査研究状況及び代表例をまとめた。調査研究によると、侵害問題に遭遇した権利者は3割もあるが、権利を行使した権利者は1割だけであり、特許権を保護するのが難しいと思っ特許制度に対する確信を失った権利者が多くなっているということである。また、国家知識産権局条法司は、各部門の調査研究及び検討に基づき、関係部門を集めて会議を何回も開き、特許法改正案及び説明原稿を作成した。

5月中旬に、国家知識産権局は局長研究会議を再度行い、特許法改正の進展に関する報告を聴取し、作業に関する考え方を明確にした。この後、国家知識産権局の条法司及び関係部門は特許法改正案及び説明について意見交換を繰り返して行った上、意見募集稿を作成して局務会議の審議に付した。6月中旬に、国家知識産権局の田力普局長は局務会議を開き、今回の特許法改正が「特許への保護を強め、取締りを強化する」ことを趣旨とすることをさらに明確にし、意見募集稿及びその説明を審議して原則採択した。

## 二．特許法改正の指導思想

今回の特許法改正は、鄧小平理論及び「三つの代表」の重要な思想を指導として、科学的発展観を徹底し、中国の特許制度の実施における保護不足という深刻な問題について解決策を提示し、中国の国情に合った制度を構築し、行政摘発及び司法保護という2つのルートのそれぞれの長所及び役割を十分に果たし、特許権者の合法的な権益を効果的に守るとともに当事者のコスト及び社会的資源を最大限に節約し、全社会の革新意欲を十分に励起させ、経済発展形態の変換を加速させて革新型国家を構築するために制度上の強い支持を提供することを指導思想とする。



### 三．主な改正の提案

特許権侵害行為は、秘匿性が高く、証拠収集が難しいなどの特徴を有する。特に、インターネット技術及び物流業の迅速な発展に伴い、特許権侵害製品の製造及び拡散の速度も速くなっており、特許権行使はますます難しくなり、権利行使の収益が権利行使のコストよりも低い場合が多い。また、故意侵害、繰り返し侵害、集団侵害、多地域に跨るチェーン式侵害などの悪質な侵害現象が時々発生し、特許権者の発明活動の積極性を大いに損ない、市場の秩序を乱し、革新環境を壊し、革新型国家の構築を妨害している。

上述の深刻な問題を解決し、特許権侵害行為を取り締まるための有効な長期体制を構築し、中国特色ある特許保護制度を完備させるために、特許への保護を強め、取締りを強化することをめぐって、意見募集稿では、特許法の一部の条項について主に次のような改正を提案している。

**(一) 司法機関及び行政法執行機関に調査・証拠収集の権利を付与し、特許権行使の「立証が困難である」という問題を解決する。**

有形資産権は権利者が権利対象を占有し、侵害行為が発見されやすいのに対して、特許権侵害行為は秘匿性が強く、侵害の証拠は主に侵害者が把握している。そのため、権利者は権利行使にあたり証拠を収集する方法も能力もない窮地に陥ることが多い。この問題を解決するために、意見募集稿は以下の方策を提案している。

特許権侵害の民事訴訟について、『民事訴訟法』の関係規定に基づき、提訴を受理する裁判所の調査・証拠収集の権利をさらに明確にする。すなわち、「被疑侵害者が把握している侵害被疑物件及び帳簿、資料などの証拠に対し、裁判所は原告又はその訴訟代理人の申請に基づいて法律により調査収集しなければならない。侵害被疑者が証拠を提供しないか、または証拠を隠匿、偽造、湮滅する場合、裁判所は法律に基づいて、民事訴訟妨害に係る強制措置を講じる。犯罪となる場合、法律に基づいて刑事責任を追及する。」と規定する。

一方、特許権侵害紛争の解決における行政取締機関の役割を十分に発揮

させるために、意見募集稿は、『商標法』の関係規定を参酌した上で、侵害紛争の行政処理において権利者の「立証が困難である」という問題が解決されるように、特許事務管理部門に特許権侵害事件の調査・証拠収集の手段を与えることを提案している。

また、現在、多くの行政摘発の執行官は、摘発において当事者が協力を拒み、執行官の職権行使を拒否・妨害し、ひいては暴力で摘発に抵抗することが多いと訴えている。これは紛争解決の効率に影響するだけではなく、法律の威厳をも傷つき、ひいては法執行官の身の安全をも脅かしてしまう。このため、意見募集稿は、関係法律の規定に基づき、行政摘発の執行官の公務執行を妨害する場合の責任を明確にすることを提案している。

**(二)特許事務管理部門に損害賠償額を算定する職能を付与し、特許権行使の「終結までの期間が長い」という問題を解決する。**

現在の特許法によれば、特許事務管理部門は特許権侵害紛争の処理において、当事者の申請に基づき、侵害賠償額について調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は『民事訴訟法』に基づいて裁判所に提訴することができる。プラクティスにおいて、賠償額に関する行政調停書は強制履行効力を有しないため、侵害者は事実が判明し、結果が明らかになった場合でも、賠償について民事訴訟を別途提起し、訴訟負担を人為的に増やして、特許権者の利益がなかなか有効に保護されないことがある。この場合、紛争を解決できないだけでなく、行政摘発及び司法裁判などの資源も浪費される。そのため、当事者のその後の救済ルートを減らさないことを前提として、特許権侵害紛争の処理において賠償額を算定する職能を特許事務管理部門に付与することは、特許権者の合法的権益の確保、訴訟負担の低減、公共資源の節約に役立ち、しかも各級裁判所による知的財産権の民事、行政、刑事の「三審合一」の推進に歩調が合う。したがって、意見募集稿はこれに関する改正を提案している。

**(三)無効審判請求の審決の確定時間およびその後の手続きを明確にすることにより、特許権行使の「終結までの期間が長い」という問題を解決する。**

特許審判委員会による無効審決又は有効審決(無効審判請求の審決と略

称する)の確定時間は、特許権侵害紛争の審理または処理の効率に直接影響を与える。現在の特許法およびその実施細則には、無効審判請求の審決の確定時間について明確な規定はなく、プラクティスでは様々な理解や取扱い方があるため、多くの侵害紛争に「終結までの期間が長い」という問題が生じる。例えば、特許の有効審決が出された場合、無効審判請求人は侵害責任を回避するために、通常、審決取消訴訟を提起する。審決取消訴訟の期間中(通常、6ヶ月~2年)において、裁判所または特許事務管理部門は通常、審理または処理を中止し続けるため、その分、長く時間がかかり、なかなか終結できない特許権侵害事件が多い。

公衆が特許権の法的状態をタイムリーに把握できるようにするため、意見募集稿は、国务院特許行政部門が特許の無効審決または有効審決を適時に登記・公告しなければならないと規定するとともに、当該審決の確定時間を明確にすることを提案している。また、無効審判請求による特許侵害事件の長期化という問題を解決し、特許権侵害紛争の解決の効率を向上させるために、意見募集稿は、特許の無効審決または有効審決が確定した後、裁判所または特許事務管理部門は当該審決に基づいて特許紛争を適時に審理または処理しなければならないと規定することを提案している。

**(四)故意侵害に対する懲罰的賠償制度を増設し、特許権行使の「賠償が少ない」という問題を解決する。**

現在、知的財産権侵害の賠償は、その他の民事侵害賠償と同様に、「補填」原則または「補償性原則」を実行しており、すなわち、権利者が得られる賠償は、権利者の実際の損害を補うためのものである。しかし、知的財産権の権利対象は無形なものであり、知的財産権の保護は有形財産の保護よりもコストが高く、難しさが多い。一方、知的財産権侵害は有形財産侵害よりもリスクが低く、代価が少ないので、知的財産権を侵害することによる収益はそのリスク、対価より遥かに多い。したがって、実際の現状からすれば、「補填」原則は、権利者が侵害により蒙る損害のすべてを補うことができないばかりか、侵害行為への抑制効果を全く有しない。厳格な「補填」原則は、ある程度で侵害を放任することとなる。これも、知的財産権侵害が常に禁止されても止まない原因である。

特許権者の合法的権益を十分に保護し、侵害行為を効果的に抑制するために、意見募集稿は懲罰的賠償制度を提案している。これにより、特許権者が積極的に権利行使することを奨励し、発明活動を保護・激励する特許法の立法趣旨を実現する。

**(五)特許事務管理部門に、悪質な侵害行為を摘発・抑止する職能を与え、特許権行使の「コストが高く、効果が悪い」という問題を解決する。**

故意侵害、繰り返し侵害、集団侵害などの悪質な侵害行為が発生した場合、特許権者が侵害者に対して逐一に権利を行使すると、コストが高く、効果が少ないので、これは多くの権利者が特許制度に対する確信を失う要因となっている。このような悪質な侵害行為は、特許権者の合法的権益を直接害するのみならず、市場秩序を乱し、特許制度の権威性を低下させ、社会全体のイノベーションの積極性をも損なうので、社会的危害が深刻である。このような悪質な侵害行為を効果的に摘発・抑止するために、意見募集稿は、『商標法』などの関係法律の規定を参酌した上で、特許事務管理部門に、市場秩序を乱す嫌疑がかかる特許侵害行為を自発的に取り締まる権利及びそれ相応の行政処罰権を与えることを提案している。

また、全国にわたって重大な影響があり、多くの省に及ぶ特許権侵害事件の摘発は、国家レベルの統括及び調整が必要となるため、意見募集稿は、国务院特許行政部門が、全国にわたって深刻な影響がある特許権侵害事件の摘発を手配する職能を有することを明確にすることを提案している。

以上



---

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)  
社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)  
担当者: 所員 張 輝 (Ashley ZHANG) 林 知子 (Tomoko HAYASHI)

---

林達劉グループ 企画室 (Business Development Department, LINDA LIU GROUP)

〒100013 中国北京市東城区北三環東路 36 号 北京環球貿易中心 C 座 16 階

Tel: 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)

Fax: 86-10-5957-5201 (代表)

E-mail: [jpnews@lindaliugroup.com](mailto:jpnews@lindaliugroup.com)

Website: <http://www.lindaliugroup.com>